

<p style="text-align: center;">県の主張</p>
<p>○昭和35年の調停案を文面どおり理解し議論することは認めるが、調停案を今日的に置き換えて、法的視点も踏まえて水準を検証する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地労委は、あくまで労使紛争を解決する一つの方法として調停案を示したもの。 ・当時は、調停案の内容で地公企法第38条の趣旨を踏まえられると判断したものと推察。 ・昭和35年から45年も経過しており、当時から社会経済状況なども大きく変化している中で、今後の現業職の給与水準のあり方の議論は、現在の諸状況を踏まえながら改めて検討すべきもの。 ・現在の行政職給料表では1級～5級に相当するものであり、それとの均衡を考慮。
<p>○国の水準を参考に水準を決定することが最も適当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の水準に沿えば法38条の生計費、国及び民間水準の3点を充足。 ・他県の現業の水準についても、高い水準にある状況を踏まえた上で考慮。(法所管の総務省が、全国的に適正化が必要と指摘する中で、単純な均衡考慮は無意味) ・違法性は労使交渉で決まるものではなく、最終的には司法(裁判所)が判断。
<p>○地公企法第38条の基本的な趣旨は、民間の同種又は類似の労働者の給与水準との均衡を考慮すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・費用負担者である県民が納得するのは、民間類似職種労働者と均衡した水準。 ・行政職をはじめとした非現業の職種もすべて民間給与との均衡考慮により水準を決定。 ・過去の反省を踏まえて民間水準まで下げることが必要。